

# けんけん

せいぎかい

# ほっとライン

2007 1



埼玉県議会議員 山川百合子

2007

4つの気<sup>き</sup>で頑張ります!

元気! 根気! やる気! 本気!

昨年は、子供たちのあいだのいじめ・自殺問題をはじめ、「ワーキングプア」や「格差社会」という言葉が、多くの関心を呼び、また社会の深刻な課題としてクローズアップされました。「誰もが安心して暮らせる社会」、言葉にするのは簡単ですが、その実現には、今の社会のありようそのものを変えていかなければならず、並大抵のことではないと思います。

私は民間の国際人道支援団体（難民支援や貧困地域の開発支援）の一員として活動した経験から、官僚主導の政策のあり方に大きな疑問をもち「市民中心の社会」の実現を願い、また健全な競争は社会の発展のために必要と思っています。しかし、「官」から「民」への掛け声のもと、政府としてまた行政としておこなうべき「社会の調整機能」を全て「民」にまかせ、「強いものがより強く」「一生懸命頑張っても状況が改善できない」社会というのはおかしい、これからの日本が進むべき方向とは思えません。弱い人、ハンデを負っている人、真面目な人たちが、等しく暮らしにそして将来に安心感をもって毎日を送れる社会を創っていくのが政治の役割であるはずで、今年も「現場主義」で頑張ります。

## 保健所

特集

現状

県では保健所の再編整備を行い、県内に24箇所あった保健所が13箇所に統合されました。草加と吉川にあった保健所は、越谷の保健所に統合され、草加市、越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町にひとつの保健所となりました。

分室は4人体制。不妊治療費助成や未熟児養育医療などの申請受付、難病相談、食品営業関係の許可申請受付などの業務を行っています。

保健所の敷地面積は約40台分の駐車場を含めて約3300㎡、施設面積は1150㎡二階建て検査室、相談室、会議室など。現在常時使われているのは一階部分のみです。会議室については外部への貸し出しは行っていますが、利用団体が限られ、その活用についての積極的広報がなされていませんでした。

### 草加の保健所設置の経緯

西町の保健所は、昭和40年に草加市が用地を約2000万円で購入し、翌年、埼玉県に無償贈与しました。その際草加市は、整地工事として約180万円、建設の負担金として500万円を支出しています。そして昭和42年に草加保健所が開設されました。(総工費は6300万円)

県立保健所の統合再編によって分室となった県内11の保健所を、県がそれぞれ設置した際の土地の取得方法をみますと、草加市と深谷市の場合だけは、市から無償贈与をうけており、その他は、市あるいは国または民間から県が購入しています。

### 草加の要望

草加市では、保健所の敷地と施設が有効活用されていない現状と、保健所設置にあたって市が県に対して土地を無償贈与した経緯を踏まえて、県に対して土地の返還要望をしています。

市では当面分室としての役割を担っている間は、会議室や駐車場などの利用を地域に開放する事も、あわせて求めています。

また草加市議会では、この敷地に総合的な地域生活支援センターの設置を求める決議が出されています。

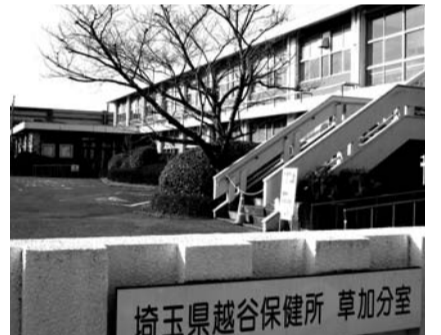
### 問題点

県は、土地の返還を求める市の要望にこたえることは難しいとしています。その根拠として、埼玉県条例「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」の事務取扱要領において、「返還ができるのは贈与を受けてから20年を経過していないとき」とあり、草加市から県に対する保健所用地の寄附については既に40年となるため、返還できないとしています。

現在の規定においては、草加市が土地の所有権を得るためには、市はその土地を時価の8割で購入する必要があるというのが県の説明です。

西町にある県立保健所。昨年4月、「草加保健所」から「越谷保健所草加分室」となりました。敷地・施設の有効活用に向けて、山川百合子も取り組んでいます。

しかし、事務取扱要領というのは、議会の承認なく県が独自に定めているものです。国が定める「国有財産法」では「特別措置法」を設け、国と自治体の間の財産の取り扱いについては、無償返還に年数制限がありません。県は「当面」、分室としての機能を続け様子を見る、としています。ただ「当面」とはいつまでなのか、明確にできていません。また分室として利用されていない部分の施設および敷地の有効活用・地域への開放が不十分です。越谷市が「中核市」に移行すると、中核市独自に保健所の設置が義務付けられていますので、県東南部の県立保健所が草加あるいは吉川にその機能が戻される可能性も考えられています。



### 山川百合子はとりにくんでいます

山川百合子は、草加の立場からこの問題に取り組んでいます。(この問題については、草加市議会でも度々取り上げられ、民主党議員間でも課題提起・対応を求めています。)山川百合子は、施設・敷地の地域への開放による有効活用、分室としての機能を市の他の場所へ移し、保健所敷地全体を、他の県立の福祉医療関係施設として活用すること、そして県として有効活用ができないのであれば、草加における保健所設置の経緯を踏まえて、市に対する土地の無償返還を求めています。「地方分権」の流れの中、国から県市町村へ、県から市町村へ、役割や権限が委譲されてきています。これまで県が行ってきた事業や運営してきた施設が、市へ移管・委譲されたり、あるいは統合・廃止されるにあたって、権限や責任と共に、財産の取扱いが大きな課題となってくるのは必至です。埼玉県条例「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」の事務取扱要領の再検討が早期に必要で、県議会においても知事にこの点を指摘しています。県として今後の方針を早期に示すことが重要です。今年度より分室としての機能を開始したため、1年間「様子を見る」必要はあるでしょう。しかし、越谷市が中核市へ移行した場合は、県立の保健所は草加に戻すのか、吉川におくのか、分室としての機能を草加市のほかの施設にうつして、保健所の敷地を新たな保健医療・福祉施設の設置のために使うことについて、検討をはじめする必要があります。草加市側からの要望を県につなげると共に、草加市民の納得の得られる敷地の活用に向けて、今年も取り組んでいきます。



山川百合子はこの問題を県議会で取り上げています。是非、ネット上でご覧下さい!  
[http://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/gaiyou/h1809/1809\\_a.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/gaiyou/h1809/1809_a.html)  
(県議会のホームページのビデオライブラリーです)

# 草加駅東口駅前通り(県道)の整備

## ～電線等地中化と照明灯のフラッグバー～

草加駅東口駅前の県道の電線等の地中化が間もなく完成します。平成10年に計画がはじまり、4年間の工事期間を経ての完成です。この電線等地中化をめぐって地元のまちづくり市民会議(TSC)が様々な要望を県に対して行ってきました。その中のひとつが、県道に設置する照明灯にフラッグバー(旗をつるすための出っ張り棒)の取り付けです。商店街通りや駅前通りの街路灯に、旗がかけられている光景はよくみられるところです。草加駅東口駅前通りの整備に伴う照明灯の設置の際に、旗をかける出っ張り棒をつければ、コストを最小限に抑えられるメリットもあります。

### 問題発生!

フラッグバー取り付けには当初前向きであった県ですが、県が独自に定めている規則により「照明灯への旗の設置は困難、まちでみかける旗については照明灯ではなく街路灯についているか、許可を得ずにつけているはず(県以外が設置する街路灯であればよいが、県が設置する照明灯には駄目とのこと)」と、取り付けはできないと主張。交渉が困難になりました。

しかし、私は、どこのまちでも一般的におこなわれ、まちの賑わいづくりに一役買っている旗をつけることができないとすれば、「その規則自体がおかしい」と主張し県の対応を求めました。

山川百合子は

### 解決しました!

上の規則は、埼玉県が独自に定めたものであり、国土交通省でもそのような規則はおかしいとの見解でした。複数回の県への働きかけにより、規則の改正がなされることになりました。今年度中にその改正が行われる予定です。これにより照明灯の設置と同時にフラッグバーが取り付けられることになりました。経費負担については、県は「県道を通る車にとって必要なものではなく、県としての費用負担はできない」とし、草加市の負担となる

予定です。

「実態に即さない規則の改正」。極めて単純なことのようには思いますが、県行政という大きな組織体となると、なかなか前に進みません。「すぐやる」をモットーにしている上田知事ですので、「現場」での課題に直面している市民・県民の方々に声をあげていただき、議員がその声を行政につなぎ実現していくことが大事です。今年も地道に取り組んでいきたいと思ひます。



今年度中にフラッグバーの取り付けられた照明灯が、草加駅前の県道に並ぶ予定です。

4月2日

## 草加でパスポートの申請・交付がスタート!! (県業務の市への委譲)

今年4月2日、草加市役所でパスポートの申請ができ、交付を受けられるようになります。これまで県の業務であったパスポート申請の受付と交付業務が、草加市に委譲されることによるものです。

草加市在住の市民が、年間にパスポート申請をする数は約9200件。これまでは春日部のパスポートセンターに足を運ばないといけませんでした。草加市役所で申請できるとなれば私たち草加市民にとっては、大変便利になります。

場所は、市役所西棟の2階、情報コーナーの隣です。受付は市役所の通常の業務時間内、受け取りは、その時間に加え、水曜日の夜間9時までと日曜日の午前中も可能になります。申請から交付まで平日で5日程度と見込まれています。

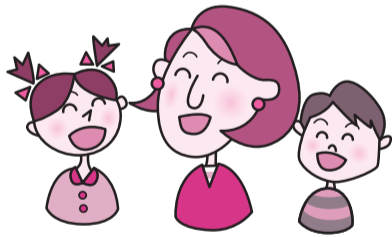
# 12月議会

12月議会では人事案件を含む39の議案が議会に付託されました。県のあらたな五カ年計画(「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」)、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」,「まつぶし緑の丘公園と県立名栗げんきプラザの指定管理者の指定」,「埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例」などが可決されました。請願「すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめることについて」は、賛成少数で否決されました。

### 議案

## 認定こども園 ～幼稚園で「保育」、保育園で「教育」～

共働きかそうでないかに係らず、ゼロ歳児から就学前までのすべての子どもを受け入れて、保育と幼児教育を一体的に実施できる新しい制度です。12月議会で、「埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例」が制定されました。



埼玉県の保育所待機児童数は2779人(昨年10月1日現在)、草加では147人(昨年10月1日現在)。保育所の機能をもつ幼稚園が増えれば、保育所の空きまちをする保護者には朗報ともいえます。

山川百合子は9月議会で基準の厳格化求める!

ただ注意しなければならない重要な点があります。施設整備や職員配置が、「子どもの最善の利益(「児童福祉法」の規定。子どもにとって最もよいこと。)に基づいて行われているか、ということです。

例えば調理室の設置。保育所では調理室の設置が必ず必要ですが、認定こども園では「原則」整備が必要とされていますが、条件を満たせば外部搬入を認めています。

利用料については、保育所の場合市町村が所得に応じて料金を決めています。認定こども園は施設側が決定できます。待機児童が多い地域は、利用料

が高く設定される可能性もあります。

認定子ども園を選ぶにあたっては、それぞれの家庭が園の保育・教育内容だけでなく、施設や調理室の整備、職員の配置、そして利用料についての十分な情報をえて判断することが重要となってきます。

### 請願

請願「すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめることについて」が否決となりました。民主党議員団では、請願の採択を求めましたが、多数の賛同が得られず、採択には至りませんでした。不採択の理由は「財政難の中で県としてやれることはやっているから」というものです。しかし「いじめ・自殺」問題が大きな関心呼び、子どもたちの世界の実態・人間関係を把握できていない学校、有効な対策をとれないでいる現状において、子どもに関することにはもっと予算配分すべきと考えます。

### 意見書

「産科・小児科医の確保対策の推進に関する意見書」を国に対して提出し、産科・小児科医を確保するために、医師養成数の増員や産科・小児科医の負担軽減に係る施策等を早急を実現すること、勤務に対する適切な評価を行うための診療報酬制度を見直すことなどを強く求めました。



## 意見・ご要望をお寄せ下さい

埼玉県議会議員 山川百合子事務所(民主党会派草加事務所)  
〒340-0012 埼玉県草加市神明1-2-31 Tel: 048-927-0131 Fax: 048-927-0353  
http://yamakawa-yuriko.jp E-mail: info@yamakawa-yuriko.jp